

国営総合農地防災事業 「吉野川下流域地区」

令和3年2月4日
中国四国農政局
四国東部農地防災事務所

I. 事業概要

1. 吉野川下流域地区について

吉野川下流域地区は、吉野川下流部左岸に広がる農地面積約5,200ヘクタールの県下最大の農業地帯であり、レンコン、春ニンジン、かんしょ等の徳島県を代表するブランド作物を抱える生鮮食料供給基地として発展している。

従来の農業用水は、吉野川、旧吉野川、今切川に設けられた多数の樋門、ポンプにより取水され、水路の多くが用排兼用であり、都市化の進展と下水道整備の遅れ等により水質が悪化している。また、地下水の過剰取水に伴う塩水化、地盤沈下による排水不良など、水環境が急激に悪化し、農業用排水施設の老朽化により維持管理費も増大している。

このため、本事業では、農業用取水口を柿原取水口、第十取水口、旧吉野川揚水機場に統合するとともに幹線水路を整備。併せて関連事業で末端用水路を整備し、農業用水の水質改善を図る。これにより、営農上の制約を解消するとともに、機能低下した用排水施設の機能回復により災害を未然に防止することで、生産性の向上及び農業経営の安定を図る。



柿原取水口



旧取水施設:板名用水柿島樋門



旧取水施設:川内用水樋門

※国営通水後は除塩用取水口として存置

2. 事業内容

- ①関係市町 徳島市、鳴門市、阿波市、板野郡上板町、板野郡板野町、
板野郡藍住町、板野郡北島町、板野郡松茂町
- ②受益面積 5, 218 ha (水田3, 486 ha、畑1, 732 ha)
- ③受益者数 8, 969人
- ④主要工事 取水施設 2か所 (柿原取水口、第十取水口)
揚水機場 1か所 (旧吉野川揚水機場)
幹線用水路 北部幹線水路 29.3 km
南部幹線水路 16.5 km
第十幹線水路 11.5 km
東部幹線水路 6.0 km
水管理施設 一式
- ⑤主要作物 水稻、れんこん、にんじん、かんしょ、レタス、だいこん、
日本なし等
- ⑥関連事業 国営附帯県営農地防災事業、県営地盤沈下対策事業等

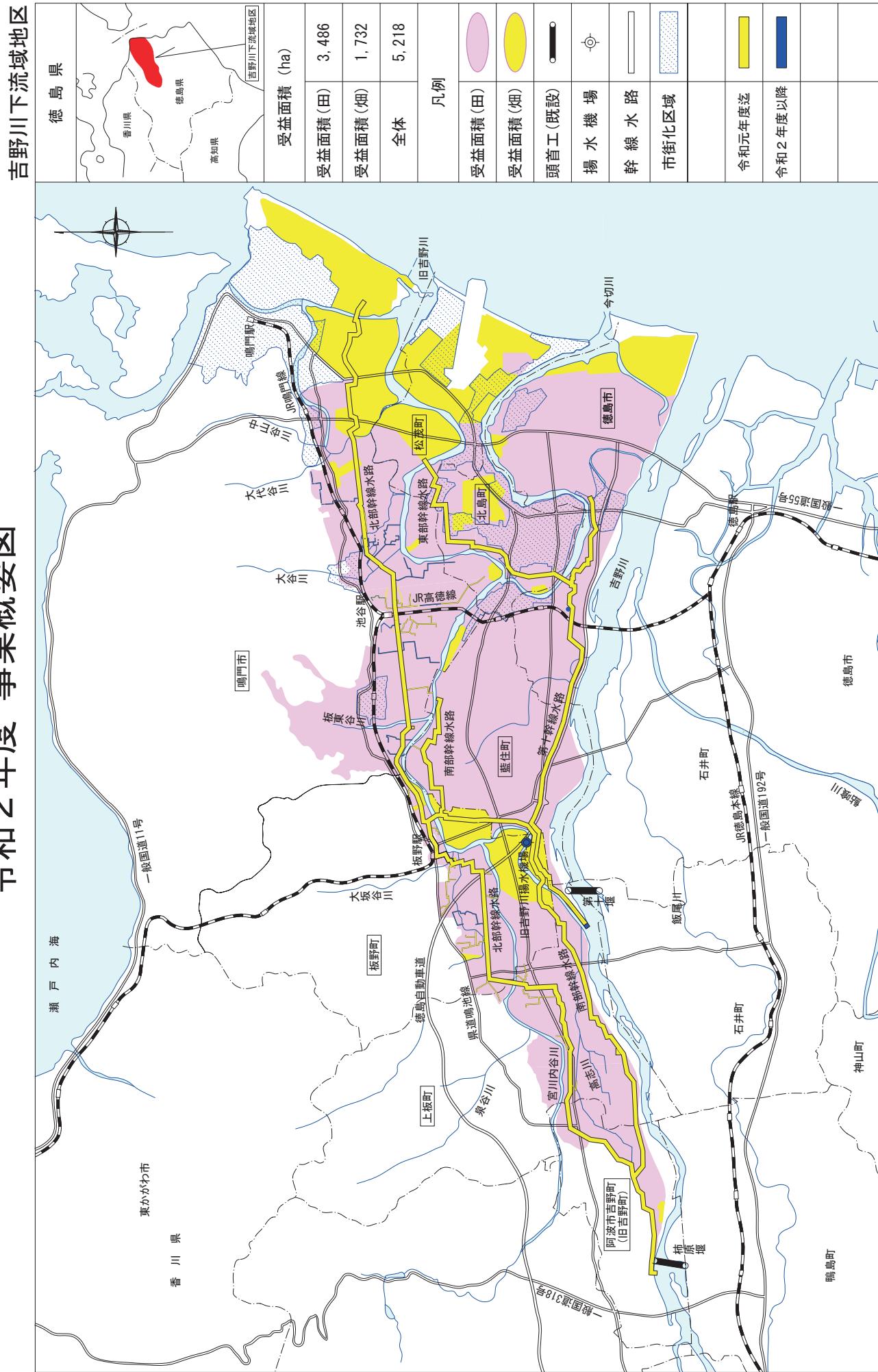
3. 進捗状況

(単位：百万円)

総事業費	R 1迄		R 2		R 2迄 進捗率	R 3以降
	事業費	進捗率	前年度繰越	当初予算		
156,200	154,072	98.6%	425	1,231	99.7%	472

※R 1迄の事業費は決算ベースで整理

令和 2 年度 事業概要図



II. 水利権の変更について

1. 国営水利権の変遷

国営吉野川下流域農地防災事業では、多数の従前の取水施設を吉野川本川の2箇所（柿原取水口、第十取水口）に統合しますが、従前の許可水利権¹や慣行水利権²を国営水利権に一本化します。国営水利権は、平成14年に成立し、平成16年度の本事業の計画の変更を踏まえ、平成18年に変更しました。

その後、平成26年5月に柿原取水口からの取水を開始しましたが、平成18年の国営水利権変更から約8年が経過し、国営水利権の内容と実際の利水ニーズの間で乖離が生じていることが明らかになりました。具体的には、水稻の作期の前倒しが進み、用水需要の高まる代かき期に配水ができないという問題が生じました。本地区は、全国一の春ニンジンの産地であり、水稻とニンジンの二毛作が大規模に展開されていますが、春ニンジンの収穫時期の早期化に伴って水稻の作期も早まってきたと考えられます。

農林水産省では、この状況を重く受け止め、国土交通省や徳島県と協力して協議を進め、平成30年3月30日に国営水利権を変更しました。

2. 国営水利権の変更（平成30年）のポイント

（1）利水ニーズに合致した期別取水量への変更

當農状況を調査し利水ニーズを把握した上で、期別取水量を変更しました。期別取水量の変更に当たっては、年間の取水総量を抑えるため、期別区分を細分化しました。

（2）配水管理用水の確保

本事業では、末端水路をパイプライン化する計画ですが、これが遅れています。開水路で配水する場合は、パイプラインよりも多く水が必要であり（配水管理用水）、末端パイプラインが未整備の地域における配水管理用水を確保しました。将来的には、パイプライン化が進めば、配水管理用水は不要となります。

¹ 河川法第23条の規定により、河川管理者から許可された流水の占用の権利を許可水利権と言います。

² 旧河川法の制定前あるいは河川法による河川指定前から、長期に亘り継続、かつ反復して水を利用してきたという事実があるて、当該水利用の正当性に対する社会的承認がなされ、権利として認められたものを言います。

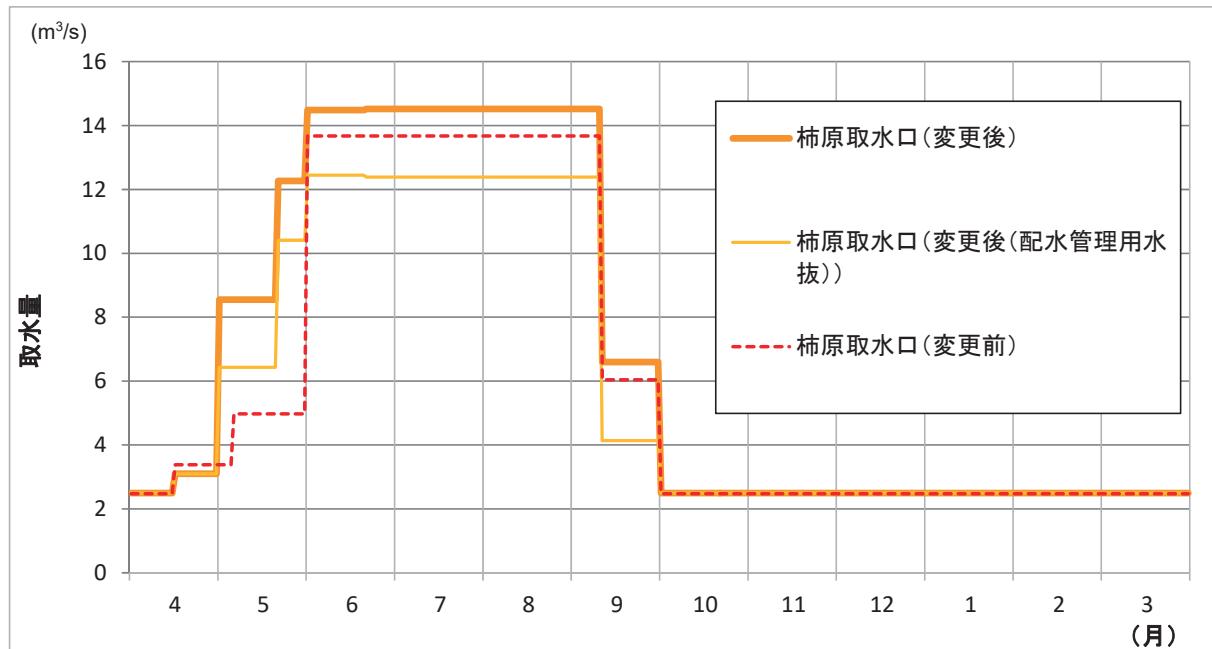


図 1 柿原取水口取水量（干満操作時）

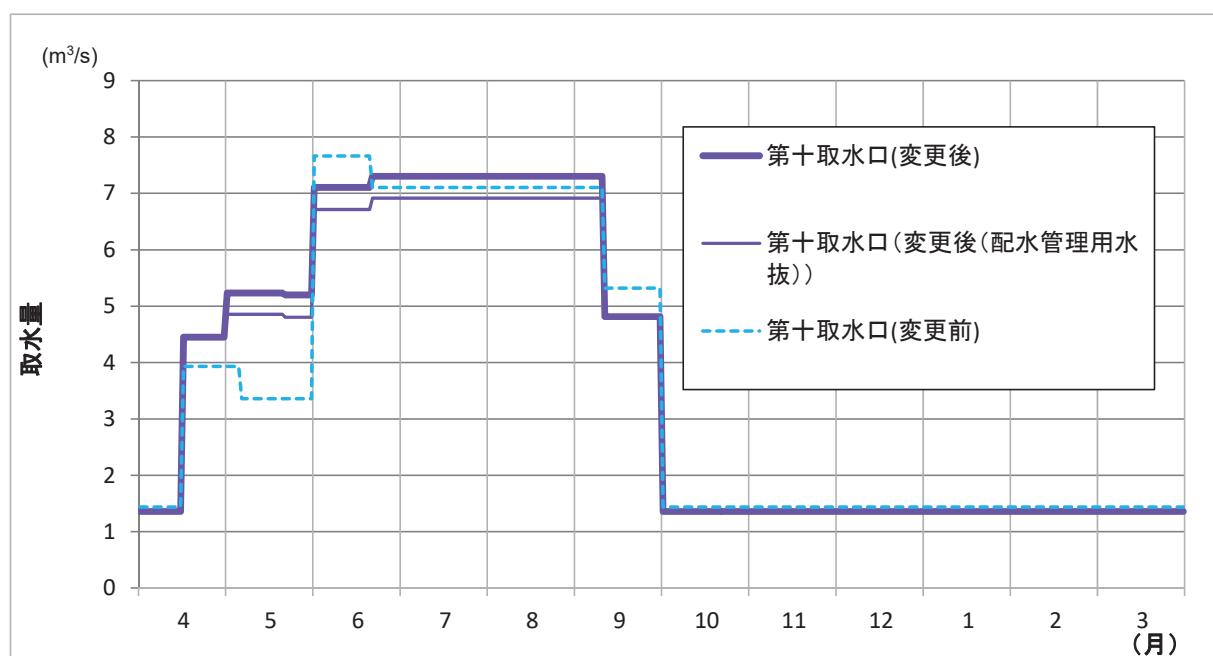


図 2 第十取水口取水量（干満操作時）

3. 取水制限流量について

本事業による取水が下流の利水者に影響を与えないよう、吉野川本川の流量（西条大橋地点）が少ない場合には取水制限をかけることが国営水利権で決まっています。この基準値（取水制限流量）は、下流の利水者の水利権量等の合計で決まっており、以下の表のとおりです。

表1 制限流量（柿原取水口）

(変更後 (H30～))

期間	4月16日から 4月30日 (m ³ /s)	5月1日から 5月20日 (m ³ /s)	5月21日から 5月31日 (m ³ /s)	6月1日から 6月20日 (m ³ /s)	6月21日から 6月30日 (m ³ /s)	7月1日から 9月10日 (m ³ /s)	9月11日から 9月30日 (m ³ /s)	10月1日から翌年の 4月15日 (m ³ /s)
干満操作時	37	38	38	41	41	42	39	33
湛水操作時	38	39	39	43	43	44	40	34



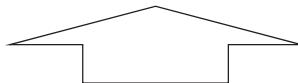
(変更前 (~H30))

期間	4月16日から 5月5日 (m ³ /s)	5月6日から 5月31日 (m ³ /s)	6月1日から 6月20日 (m ³ /s)	6月21日から 9月10日 (m ³ /s)	9月11日から 9月30日 (m ³ /s)	10月1日から翌年の 4月15日 (m ³ /s)
干満操作時	36	35	43	40	38	33
湛水操作時	37	36	45	42	40	34

表2 制限流量（第十取水口）

(変更後 (H30～))

期間	4月16日から 4月30日 (m ³ /s)	5月1日から 5月20日 (m ³ /s)	5月21日から 5月31日 (m ³ /s)	6月1日から 6月20日 (m ³ /s)	6月21日から 6月30日 (m ³ /s)	7月1日から 9月10日 (m ³ /s)	9月11日から 9月30日 (m ³ /s)	10月1日から翌年の 4月15日 (m ³ /s)
干満操作時	32	33	33	34	34	34	34	32
湛水操作時	35	35	35	38	39	39	39	33



(変更前 (~H30))

期間	4月16日から 5月5日 (m ³ /s)	5月6日から 5月31日 (m ³ /s)	6月1日から 6月20日 (m ³ /s)	6月21日から 9月10日 (m ³ /s)	9月11日から 9月30日 (m ³ /s)	10月1日から翌年の 4月15日 (m ³ /s)
干満操作時		32	36		33	32
湛水操作時	35	34	40	38	38	33

III. 試験通水計画について

1. 試験通水の趣旨

平成14年度の河川協議同意成立時に公表した“河川環境への影響について”において、“段階的取水により河川に生じる変化をゆるやかにし、その傾向を見守る”こととしており、この観点から“試験通水”期間を設け、既存の取水施設から、段階的に水源を柿原、第十取水口に切り替え、取水量を段階的に増量していくこととしている。

水利使用規則第10条にも“試験通水の実施”として記載されている。

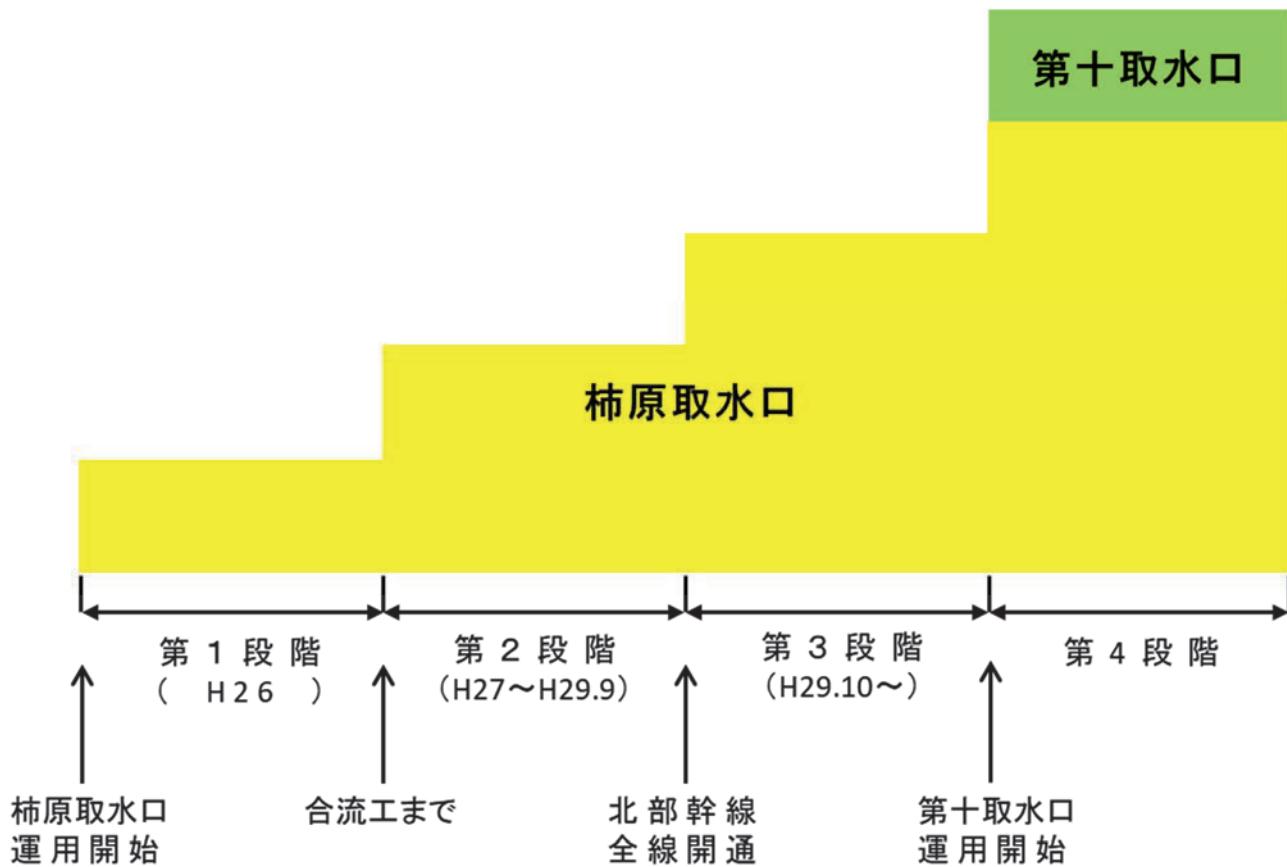


図 - 1 現時点での試験通水イメージ図